

お詫びと訂正

弊社刊行の『最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座 9 権利擁護を支える法制度』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2024 年 4 月 5 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
26 頁	上から 9 行目	<u>通信販売・割賦販売</u> については	<u>割賦販売等</u> については	2024/4/5 更新
30 頁	上から 2 行目	<u>兄弟</u> は 2 親等、 <u>孫</u> 、甥姪、	<u>兄弟、孫</u> は 2 親等、甥姪	2024/4/5 更新
32 頁	側注（養子縁組）上から 2～4 行目	法律上の <u>自由</u> がある場合には	法律上の <u>事由</u> がある場合には	2022/8/1 更新
91 頁	上から 6～24 行目	2 介護相談員派遣等事業の実施 介護相談員派遣等事業は、実施主体を市町村として、介護保険制度の開始に合わせて介護サービスの質的向上を図るための施策として位置づけられた。厚生労働省からは「介護相談員派遣等事業の実施について」（平成 18 年 5 月 24 日老計発第 0524001 号）が示されている。この指針において同事業の目的は、「介護サービスの<u>提供の場</u>を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申出のあった<u>サービス</u>事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ること」としている。また、各自治体が用意する苦情窓口や国保連合会の苦情対応は事後的対応にならざるを得ないなか、この事業は苦情の未然防止、利用者の日常的な不平、不満、疑問に対応する、問題提起・提案解決型の事業を目指すとしている。 介護相談員は、一定の研修を受講した者等として登録を行い、介護相談員の派遣を希望する事業所に派遣される。介護相談員は担当する事業所を訪問し、利用者の話を聴いて相談にのる、<u>施設</u>等の行事に参加する、サービスの現状把握に努める、事業所の管理者や従事者と意見交換する等の活動を行い、提案等がある場合に事業所に伝えることになる。介護相談員には利用者と事業所の橋渡しの役割が求められている。	2 介護<u>サービス</u>相談員派遣等事業の実施 介護<u>サービス</u>相談員派遣等事業は、実施主体を市町村として、介護保険制度の開始に合わせて介護サービスの質的向上を図るための施策として位置づけられた。厚生労働省からは「介護<u>サービス</u>相談員派遣等事業の実施について」（平成 18 年 5 月 24 日老計発第 0524001 号）が示されている。この指針において同事業の目的は、「介護<u>保険</u>サービスを<u>提供する施設・事業所や食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所等」という。）</u>を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申出のあった事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所等における介護<u>保険</u>サービスを<u>はじめとするサービス</u>の質的な向上や<u>利用者の自立した日常生活の実現</u>を図ること」としている。また、各自治体が用意する苦情窓口や国保連合会の苦情対応は事後的対応にならざるを得ないなか、この事業は苦情の未然防止、利用者の日常的な不平、不満、疑問に対応する、問題提起・提案解決型の事業を目指すとしている。 介護<u>サービス</u>相談員は、一定の研修を受講した者等として登録を行い、介護<u>サービス</u>相談員の派遣を希望する事業所等に派遣される。介護<u>サービス</u>相談員は担当する事業所等を訪問し、利用者の話を聴いて相談にのる、<u>事業所</u>等の行事に参加する、サービスの現状把握	2022/8/1 更新

			に努める、事業所等 ^等 の管理者や従事者と意見交換する等の活動を行い、提案等がある場合に事業所等 ^等 に伝えることになる。介護サービス相談員には利用者と事業所等 ^等 の橋渡しの役割が求められている。	
147 頁	表 4-2 上から 7 行目	重度の痴呆性 ^性 の高齢者	重度の認知症 ^症 の高齢者	2024/4/5 更新
230 頁	索引 か～こ 上から 1～2 行目	介護・世話の放棄・放任……………97 介護相談員派遣等事業……………91	介護サービス相談員派遣等事業……………91 介護・世話の放棄・放任……………97	2022/8/1 更新